解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

大阪府交野市倉治一丁目一番一二号

財団法人二葉会

代表清算人　雲川　勝己

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

大阪府交野市私部一丁目二二番一号

財団法人私部自治会

代表清算人　冨田　利一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

神戸市中央区栄町通四丁目二番一八号

財団法人兵庫地域政策研究機構

清算人　貝原　俊民

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

鳥取県東伯郡琴浦町大字保五五番地の一

医療法人社団中野医院

清算人　中野　治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

岡山市北区三野一丁目二番一号

財団法人岡山市水道サービス公社

代表清算人　佐々木　聰

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

岡山県備前市伊部一七七六番地の一

財団法人伊部区有林管理会

清算人　榊原　弘

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

広島県福山市今津町六丁目二番三八号

財団法人翠峯

代表清算人　大垣　修

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

高知県高岡郡津野町力石二八七〇番地

財団法人津野町開発公社

代表清算人　高橋　昌宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十五日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

札幌市南区石山一条九丁目一番三号

社団法人北海道シェパード犬登録協会

清算人　佐々木忠康

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の臨時総会の決議により解散し、平成二十三年十二月十六日に主務官庁の解散の許可を得ています。

当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号

社団法人群馬県冷凍設備保安協会

代表清算人　中西　保

解散公告（第二回）

当社は、平成十年三月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

東京都江東区三好三丁目二番一四号

サウスアイランドデベロップメント株式会社

代表清算人　大村　勝

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年三月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

東京都中野区中野六丁目二八番九号

社団法人石門心学会

代表清算人　福田はぎの

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

大阪府豊中市原田中一丁目一〇番一号

財団法人豊中市学校給食会

代表清算人　山元　行博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

鳥取市古海六〇一番地四

財団法人鳥取県ボーイスカウト運動維持財団

清算人　中尾　喬一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

長崎市油屋町一番一四号

特定非営利活動法人長崎県ボランティア協会

清算人　山本　直毅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十七日開催の臨時評議員会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十七日

山形県米沢市直江町四番一六号

財団法人米沢正和塾

代表清算人　鈴木　基